

平成28年第2回定例会（11月21日）
産業観光委員会 提出資料

平成28年11月21日
観光文化スポーツ部

【所管事項関連】

文化振興課 県・市連携文化施設について 1

県・市連携文化施設について

文化振興課

1 秋田和洋女子高等学校敷地の確保について

県・市連携文化施設の駐車場整備等に伴う秋田和洋女子高等学校の移転およびその補償について基本的な合意に至り、11月14日付けで県、秋田市、学校法人和洋学園の三者間で、今後の協議の進め方等を定めた覚書を締結し、併せて地権者の内諾も得たことから同校敷地を確保できる見通しとなった。

2 覚書の主な内容

- ・ 県と秋田市は、速やかに学校敷地内への駐車場整備等に伴い必要な学校の移転補償について調査を開始する。
- ・ 学校法人は、整備に必要となる土地の所有者および管理者への借地権等に関する申出、手続等について、必要な協力を行う。
- ・ 移転補償の範囲、移転補償費、移転計画等について協議を行い、最終的な合意に至った場合は、別途契約を締結する。

3 敷地の状況

- ・ 所在地 秋田市千秋明德町204-2、204-4
- ・ 面積 3,283㎡(不動産登記簿上の地積)
- ・ 用途地域 第一種住居地域
- ・ 建ぺい率 60%
- ・ 容積率 200%
- ・ 敷地図 別紙のとおり

4 駐車場用地としての活用方法

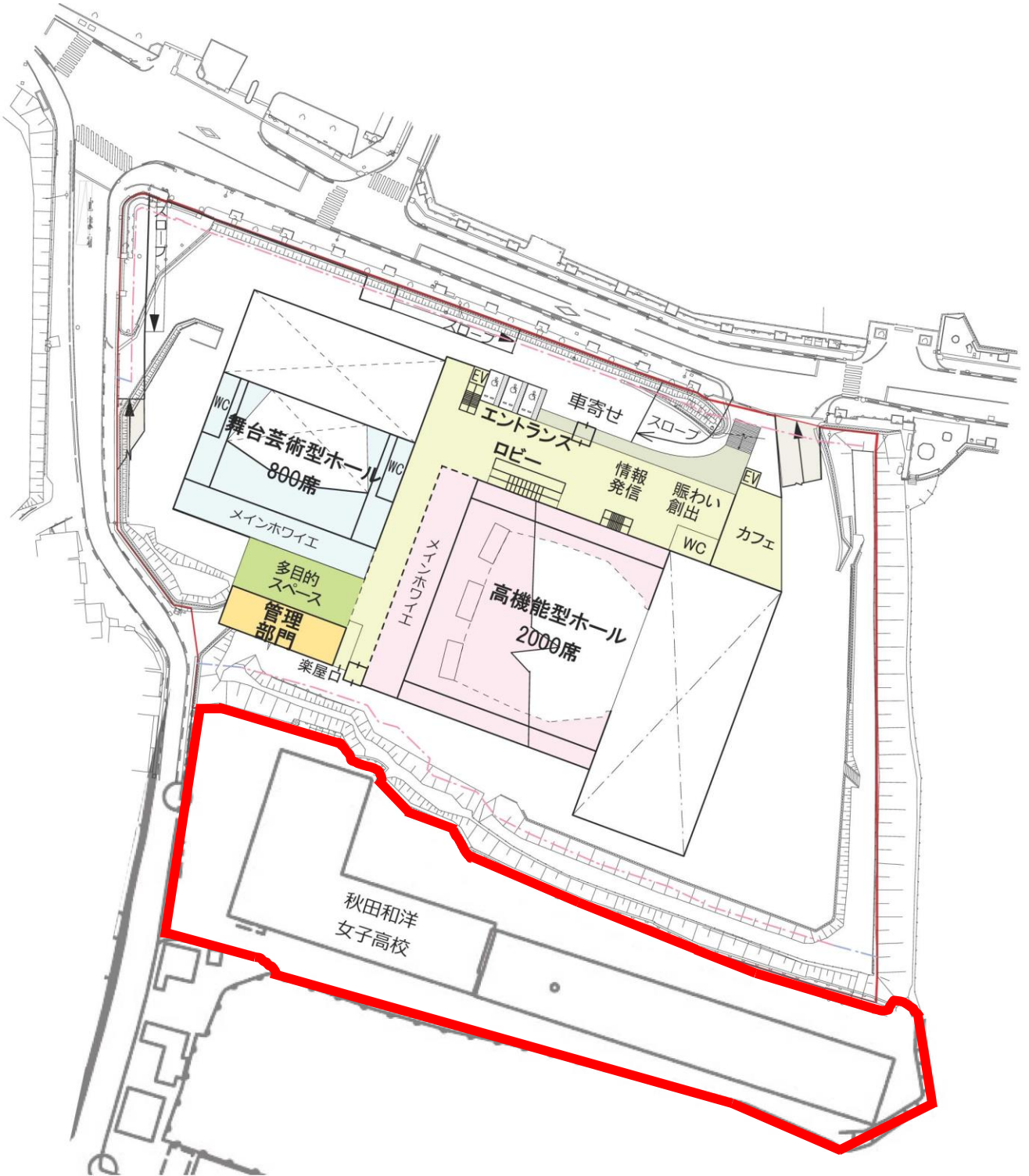
用地の使い方や駐車場の態様については今後の検討となるが、現時点では、2階建ての立体駐車場を整備することで、200台程度の駐車スペースを確保できるものと見込んでいる。

5 今後の対応

今後、速やかに県及び秋田市が、移転補償に関する事前調査に着手する予定であり、移転の諸条件や移転の方針・範囲を整理することとし、図面等必要な資料の提供などについて、覚書に基づき学校法人側に協力を依頼する。

本年度の事前調査に基づき、平成29年度には、移転計画や移転工法、補償費等を内容とする建物移転補償調査を実施する予定である。

敷地図



県・市連携文化施設に関する整備計画（案）の主な変更点について

文化振興課

秋田和洋女子高等学校の敷地を確保できる見通しとなったこと等に伴い、次のとおり整備計画（案）を変更することとした。

1 駐車場用地の確保の見通しが立ったことに伴う変更点

- ① 駐車場の確保の基本的な考え方（37ページ）に、秋田和洋女子高等学校の敷地に駐車場を整備することを明記した。併せて、県有地・市有地の大型バス等の待機スペースとしての活用について検討することとした。
- ② 概算事業費の内訳表の注書（38ページ）に、秋田和洋女子高等学校の移転に伴う補償費等が概算事業費には含まれていないこと、その金額については、20億円～25億円程度と見込まれることを追加した。
- ③ 整備費の財源（39ページ）として、駐車場整備費についても、社会資本整備総合交付金や地方債を財源として活用できるように検討を進めることを追加した。

2 スケジュールの精査に伴う変更点

- ① 県民会館が使用できない期間をできるだけ縮減できないか検討し、開館準備を効率的に実施することなどにより、これまで平成34年度中としてきた施設の開館を平成33年度中を目標とすることとし、整備スケジュール（41ページ）を改めた。

整備計画(案)の変更点について

頁	9月案	11月案
	第2 基本目標と役割	
	1 県・市連携による整備の意義	
18		【追加】 このたびの整備に当たっても、 <u>県・市連携によるメリットを確保するとともに、連携の意義を県民・市民に丁寧に説明していく。</u>
	2 基本目標と役割	
18	<p>欧米ではどんな小さな街でも中心部に必ず広場があり、周辺には教会や飲食店が建ち並び、市民が特定の目的がなくても集まってくる場所になっている。</p> <p>県・市連携文化施設は、コンサートなどの特別な芸術文化鑑賞の場となるだけでなく、秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流し、楽しむことができる「県民・市民の広場」となることを目指す。</p>	<p>ヨーロッパの多くの都市においては、<u>まちの中心部に広場があり、周辺には教会や飲食店が建ち並び、市民が特定の目的がなくても集まってくる場所になっている。</u></p> <p>【追加】 県・市連携文化施設は、<u>県民・市民による多様な芸術文化活動が行われる文化創造の場と、コンサートなどの特別な芸術文化鑑賞の場となるだけでなく、秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流し、楽しむことができる「県民・市民の広場」となることを目指す。</u></p>
	(3) 人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する	
19	<p>県民・市民が気軽に立ち寄れる多機能な空間を確保するとともに、県内文化施設の催事情報の提供や本県を代表する伝統文化の紹介コーナーなどを設ける。</p>	<p>【追加】 県民・市民や外国人も含めた観光客が気軽に立ち寄れる多機能な空間を確保するとともに、<u>県内文化施設の催事情報の提供や本県を代表する伝統文化の紹介コーナーなどを設ける。</u></p>

整備計画(案)の変更点について

頁	9月案	11月案
第3 施設の整備計画		
2 施設整備にあたっての基本方針		
23	<p>③高齢者や障がい者がアクセスしやすく、さらには外国人も含め、全ての人にとって利用し易いよう、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型の機器の導入など環境にやさしい施設とする。</p>	<p>【追加】 ③高齢者や障がい者がアクセスしやすく、さらには外国人も含め、全ての人にとって利用し易いよう、<u>関係者の意見を聞きながら</u>、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型の機器の導入など環境にやさしい施設とする。</p>
3 施設コンセプトと機能		
24	<p>こうした施設としてのコンセプトのもと、「文化創造」、「文化に触れる機会の拡充」、「人が交流する『場』の創出」という3つの役割を果たしていくため、次の5つの機能を有する施設とする。</p>	<p>【追加】 こうした施設としてのコンセプトのもと、「文化創造」、「文化に触れる機会の拡充」、「人が交流する『場』の創出」という3つの役割を果たしていくため、次の5つの機能を有する施設とする。 <u>なお、これらの機能を確保するため、関係団体、事業者、有識者等から専門的な意見を聞きながら設計を進める。</u></p>
4 諸室構成とその考え方		
(4) エントランスロビー		
28	<p>県民・市民が、気軽に訪れることのできるラウンジとしても機能させるなど、施設の顔として多くの人々が訪れやすい雰囲気づくりを推進するとともに、車での送迎を必要とする障がい者等がアクセスしやすいよう車寄せを設けるなど、ロビーまでのアプローチに配慮した施設とする。</p>	<p>【追加】 県民・市民が、気軽に訪れることのできるラウンジとしても機能させるなど、施設の顔として多くの人々が訪れやすい雰囲気づくりを推進するとともに、車での送迎を必要とする障がい者等がアクセスしやすいよう、<u>大型バスでの乗降も可能な</u>車寄せを設けるなど、ロビーまでのアプローチに配慮した施設とする。</p>

整備計画(案)の変更点について

頁	9月案	11月案
	5 施設配置案	
	(2) 施設平面図案	
32	<p>施設配置案は、県・市が想定する施設が、県民会館敷地内に十分配置できることを検証するためのものであり、実際の設計における施設配置や外観を拘束するものではない。</p>	<p>【追加】 施設配置案は、県・市が想定する施設が、県民会館敷地内に十分配置できることを検証するためのものであり、実際の設計における施設配置や外観を拘束するものではない。 <u>この施設配置案に、県・市議会をはじめ多くの県民・市民から様々な意見が寄せられているが、外観、施設配置を含め、最終的な施設の態様は設計の段階で決定することから、これまでいただいた意見を十分に踏まえた上で、設計を取りまとめていく。</u></p>
	(3) 周辺環境の整備	
36	<p>また、魅力あるまちづくりを進めるため、まち歩きを促進する歩道消融雪設備の整備などを図りながら、<u>中心市街地における回遊性を高めるとともに、千秋公園・大町・通町との歴史を意識した動線にも配慮し、秋田市中心市街地の活性化、県都の一層の魅力向上につなげる。</u></p>	<p>また、魅力あるまちづくりを進めるため、まち歩きを促進する歩道消融雪設備の整備などを図りながら、<u>中心市街地の回遊性を高めるとともに、千秋公園へ来街者を引き込む「歴史」への入口とし、大町・通町との歴史を意識した動線にも配慮することで、秋田市中心市街地の活性化、県都の一層の魅力向上につなげる。</u></p> <p style="text-align: center;">□</p>
	6 駐車場の確保	
	(1) 基本的な考え方	
37	<p>県・市連携文化施設における駐車場に関しては、できるだけ近隣に一定規模の駐車場を確保する観点から、<u>現在、建設予定地に隣接する建物の所有者と交渉を進めており、敷地内と合わせて約250台分の駐車スペースを確保する。</u></p>	<p>県・市連携文化施設における駐車場に関しては、できるだけ近隣に一定規模の駐車場を確保する観点から、<u>隣接する秋田和洋女子高等学校の敷地に駐車場を整備し、県民会館所在地の敷地内と合わせて約250台分の駐車スペースを確保する。</u> <u>これにより、イベント、公演関係者や出演者に加え、主に活動に必要な道具等を持参する文化団体や市民など文化施設の利用者の利便性を確保する。</u> <u>また、県有地・市有地の大型バス等の待機スペースとしての活用について検討していく。</u></p>

整備計画(案)の変更点について

頁	9月案	11月案
7 概算事業費と財源見通し		
(1) 整備費		
38	<p>整備に要する経費は物価変動の要因があることから、今後変動する可能性があるが、施設整備の総事業費は<u>従前推計した約200億円と想定する。</u></p> <p>【注書】 ※ 駐車場整備等に要する経費を除く</p>	<p>整備に要する経費は物価変動の要因があることから、今後変動する可能性があるが、施設整備の総事業費は<u>平成26年度に全国の類似施設の実勢単価に基づき推計した約200億円と想定する。</u></p> <p>【注書】 ※ 駐車場整備等に要する経費（秋田和洋女子高等学校の建物移転補償費及び立体駐車場整備費と想定）を除く。<u>なお、その経費については、現時点では、同種類の高等学校校舎建設費を参考に、20～25億円程度と見込まれる。</u></p>
(3) 県・市の費用負担割合		
39		<p>【追加】 <u>駐車場整備費についても、社会資本整備総合交付金や地方債を財源として活用できるよう検討を進める。</u></p>
9 整備手法		
(1) 基本的な考え方		
40	<p>この県・市連携文化施設の整備は、2百億円を超える大型プロジェクトであり、県・市の意向が反映された本県の文化を象徴する施設としていかなければならない。<u>また、整備そのものが県内経済に与える影響も大きく、地元の事業者が参入しやすい設計・施工分離型発注方式とする。</u></p>	<p>この県・市連携文化施設の整備は、2百億円を超える大型プロジェクトであり、県・市の意向が反映された本県の文化を象徴する施設としていかなければならない。 <u>そのため、能力の高い事業者を選定していく必要があるが、近年、資材や労務費の高騰などにより、全国の類似施設の事業者選定においては、入札不調が散見される状況にある。</u> <u>現地建替となるこのたびの事業においては、現県民会館解体後にスケジュールの遅延が生じた場合、文化団体等の活動に大きな支障を来すことになるため、地元の事業者の参入しやすさを確保するとともに、スムーズな事業者選定及びスケジュールどおり実施できる整備手法についても検討していく必要がある。</u></p>

整備計画(案)の変更点について

頁	9月案	11月案																																																																		
	10 整備スケジュール																																																																			
41	<p>平成29年度に基本設計及び実施設計に着手する一方、30年度には現県民会館の解体工事を実施し、31年度から建設工事に着手する。<u>完成は33年度中となり、その後、開館準備を行い、平成34年度の新施設開館を目指す。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>平成28年度 2016</th> <th>平成29年度 2017</th> <th>平成30年度 2018</th> <th>平成31年度 2019</th> <th>平成32年度 2020</th> <th>平成33年度 2021</th> <th>平成34年度 2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備計画</td> <td colspan="2">基本設計・実施設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>開館準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>解体</td> <td colspan="3">建設工事</td> <td>備品調達</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">各種調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">運営管理計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">← 県民会館が使用できない期間(約4年) →</p>	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021	平成34年度 2022	整備計画	基本設計・実施設計					開館準備			解体	建設工事			備品調達		各種調査					外構工事		運営管理計画						<p>平成29年度に基本設計及び実施設計に着手する一方、30年度には現県民会館の解体工事を実施し、31年度から建設工事に着手し、<u>33年度中の完成及び開館を目標とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>平成28年度 2016</th> <th>平成29年度 2017</th> <th>平成30年度 2018</th> <th>平成31年度 2019</th> <th>平成32年度 2020</th> <th>平成33年度 2021</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備計画</td> <td colspan="2">設計</td> <td></td> <td></td> <td>開館準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>解体</td> <td colspan="3">建設工事</td> <td>備品調達</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">各種調査</td> <td></td> <td></td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">運営管理計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">← 県民会館が使用できない期間(約4年) →</p>	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021	整備計画	設計				開館準備			解体	建設工事			備品調達		各種調査				外構工事		運営管理計画				
平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021	平成34年度 2022																																																														
整備計画	基本設計・実施設計					開館準備																																																														
		解体	建設工事			備品調達																																																														
	各種調査					外構工事																																																														
	運営管理計画																																																																			
平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021																																																															
整備計画	設計				開館準備																																																															
		解体	建設工事			備品調達																																																														
	各種調査				外構工事																																																															
	運営管理計画																																																																			
	11 関連事項																																																																			
	(1) 県民会館が使用できない期間の対応																																																																			
41	<p>当該地への建設に伴い、4年程度、県民会館大ホールを使用できない期間が生ずることから、次のような対応を講じる。</p>	<p>【追加】 当該地への建設に伴い、4年程度、県民会館大ホールを使用できない期間が生ずることから、<u>その間、他の施設を利用する県民・市民の立場に立ち、次のような対応を講じる。</u></p>																																																																		